

コリーナ・玉田共助バス運営会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、コリーナ・玉田共助バス運営会と称し、事務所をコリーナ矢板自治公民館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、地域課題の解決にあたり、住民自身が主役となり、助け合い、支え合いの精神のもと「共助活動」を実施することで、地区住民がこれからも安心して住み続けられる町づくりの推進を図る一環として、矢板市営バス路線の見直しに伴う公共交通白地となっている沿線住民の移動手段を確保することを目的とする。

(事業・活動の種類)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために自家用有償旅客運送事業を行い、次の活動を実施する。

- (1) 送迎手段に関する事。
- (2) 運行ルートに関する事。
- (3) 乗降場所に関する事。
- (4) 乗車料等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほかに、本会事業の推進に関する事。

(構成員)

第4条 この会は、コリーナ矢板自治会及び玉田行政区会の会員を構成員とする。

(役員)

第5条 会に次の役員を置く

- (1) 会長1名 (2)副会長1名 (3)幹事若干名 (4)事務局1名 (5)監査役2名
- 2 会長はコリーナ矢板区長、副会長は玉田区長をその任とする。
- 3 事務局1名はコリーナ矢板施設管理組合事務を役員にあてる。
- 4 監査役はコリーナ矢板自治会と玉田行政区の監査役からそれぞれ1名をあてる。

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故ある時又は欠席の時はその職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

(運営財源)

第7条 この会の運営財源は、矢板市の補助金を主財源とし、他に乗車料、交付金、寄附金その他の収入をもってあてる。

(総会)

第8条 総会は会長又は監査役が必要と認めた場合、又は両自治会から総会の開催要請があった場合に開催する。

2 成立にあたっての定足数はこれを定めない。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業の報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

4 3に該当する議案はコロナ矢板自治会及び玉田行政区総会の議案として議決代行できる。

(役員会)

第9条 役員会は役員を持って構成する。但し監査役は除く。

2 役員会は総会で議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(議事録)

第11条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告及び決算)

第12条 会長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の運営を推進するため、事務局を置く。

(解散)

第15条 この団体は、総会の議決により解散する。

2 コロナ矢板自治会と玉田行政区自治会の両方の総会で議決代行できる。

(委任)

第16条 この規約に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第17条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この規約は、2021年5月1日から施行する。

コリーナ・玉田共助バス運営会組織図

2021年7月1日

